

○財務省告示第百十八号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第一項の規定に基づき、平成二十四年度における輸入基準数量を次のように告示する。

平成二十四年三月三十一日

財務大臣 安住 淳

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第一項に規定する輸入基準数量は、平成二十四年度につき次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 基 準 数 量
一	二・三トン
二	五・〇トン
三	一四トン
四	三二、二五六トン
五	一、七〇五トン
六	五二四トン

二一	二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七
三〇、六四九トン	五六四トン	一、一一一トン	二一、六四七トン	一六〇、五〇一トン	一三、九二三トン	一、一五九トン	九一六、六八一トン	一、四四二、九八二トン	六、六五八、三三九トン	九七、〇一八トン	八、六二四トン	一〇、五六三トン	五〇、七三三トン	一一トン	二三トン

二九	二八	二七	二六	二五	二四	二三	二三
八四一トン	一二トン	一七、九二〇トン	七、六六八トン	〇トン	三六トン	七、八一六トン	五四二トン